

## 介 今持っている資格を仕事で生かしたい 介護人材バンクに登録してみませんか

問い合わせ 介護高齢課介護保険室 ☎75-8936

記事 ID 0056632

市では、市内介護事業所の人材確保を支援するために「介護人材バンク」を設置しています。「今持っている資格を介護の仕事で生かしたい」など、介護分野での就職・転職をお考えの場合はぜひ登録してください。

### 登録ができる資格者

介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、調理師 など

### 登録から採用までの流れ

- ①登録  
介護高齢課介護保険室へ「登録申込書兼同意書」を提出してください。
- ②採用  
介護事業所から採用を希望する登録者へ直接連絡が届きます。その後、介護事業所と登録者の間で面談などの必要な手続きを行います。  
※市が就職先の斡旋、紹介を行うものではありませんのでご注意ください



就職・転職活動をより効果的なものとするために、ハローワークなどほかの職業紹介も積極的にご利用ください。

## 村 介護事業所にお勤めの人を支援 上市介護人材確保推進給付金制度について

問い合わせ 介護高齢課介護保険室 ☎75-8936

記事 ID 0029472

市では、市内の介護事業所にお勤めの人を支援するために「村上市介護人材確保推進給付金制度」を設けています。以下の要件に当てはまる人は、給付金を受け取ることができます。



資格要件*と支給要件	支給額
①介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士のいずれかの資格をすでにお持ちの人 ・①の資格を有し、大学などを卒業して新たに市内の介護事業所へ就職する人 ・①の資格を有し、市外の介護事業所から市内の介護事業所へ転職する人	20万円
②介護福祉士の資格を新たに取得した人 ・市内の介護事業所に勤務している人で②の資格を取得した人	10万円
③介護福祉士実務者研修を新たに受けた人 ・③の研修を修了し、市外の介護事業所から市内の介護事業所へ転職する人 ・市内の介護事業所に勤務している人で③の研修を修了した人	5万円
④介護職員初任者研修を新たに受けた人 ・④の研修を修了し、市外の介護事業所から市内の介護事業所へ転職する人 ・市内の介護事業所に勤務している人で④の研修を修了した人	3万円

※①～④の資格要件のほかに、「勤務を3年間継続すること」などの勤務要件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 人 令和6年4月1日で40歳以上の方が対象 人間ドック費用の一部を助成します

問い合わせ 保健医療課健康支援室 ☎75-8934

記事 ID 0052294

### 対象者

- 次の①～⑤全てに該当する人
- ①令和6年4月1日現在の年齢が40歳以上の人で、受診日当日に市の国民健康保険に加入している人、または市に住民登録があり後期高齢者医療制度に加入している人
  - ②市が委託する健診機関で人間ドックを受診する人
  - ③健診結果を特定健診・特定保健指導のデータとして利用することおよび後期高齢者医療制度の場合は新潟県後期高齢者医療広域連合へ提供することに同意できる人
  - ④令和5年度の市の健診を受診していない人
  - ⑤受診した結果、保健指導の対象となった場合に当該指導を受けることに同意できる人



### 助成額

1人につき1万円

### 申請方法

保健医療課または各支所地域振興課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 屋 転落事故を防止するために 屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助事業のお知らせ

問い合わせ 都市計画課建築住宅室 ☎75-8947

記事 ID 0065413

屋根雪下ろし時の転落事故を防止するため、命綱固定アンカーなどの安全対策設備の設置工事費用の一部を補助します。

### 対象者

村上市内に住民登録をしている人で、市税などを滞納していない人

### 対象住宅

市内に存在する自己所有もしくは二親等以内の親族が所有する戸建て住宅で、  
・自ら居住するもの（延床面積2分の1以上を住宅とする併用住宅含む）  
・付属屋（住宅と一体に利用している車庫、倉庫、物置）など

### 対象工事

屋根雪下ろし時の転落事故を防止するために行われる以下の安全対策工事  
①命綱固定アンカーを設置する工事  
②転落防止柵を設置する工事  
③上記①、②に付随する固定式昇降用はしごなどの設置工事

### 補助金の額

対象工事費の3分の1（補助上限額10万円）

### 申請受付期間

4月3日(月)～11月30日(休)

### 実績報告期限

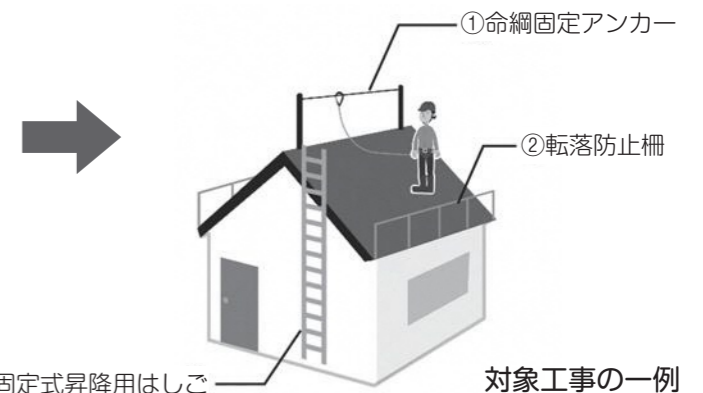
令和6年2月29日(休)

### 申請方法

申請を希望される場合は、申請用紙などを送付しますので、お問い合わせください。  
(施工業者による代理申請も可能です。)

### その他

・屋根形状によっては、アンカーの設置ができない場合があります。  
・業者に委託する工事が対象です。個人（自分）での施工は対象外です。



対象工事の一例